

令和7年度国内ランド社を対象とした大分県観光商談会運営業務委託事業 企画提案公募実施要領

下記のとおり、「令和7年度国内ランド社を対象とした大分県観光商談会運営業務委託事業」（以下、「事業」）に関する請負業務の企画書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1. 事業目的

本県のインバウンド需要は令和6年に外国人旅行者の延べ宿泊数がコロナ禍前を上回り、過去最高ペースで推移しており、その観光消費額も増加が期待できる。

一方で、旅行需要のトレンドに目を転じると、個人手配旅行が主流となり、環境に配慮した持続可能な観光への関心や、自然・アクティビティなど体験型コンテンツに対する人気など、多様な価値観に基づく旅行傾向が世界的に広がっている。大分県の観光資源はそれらに十分応え得るポテンシャルを有しているものの、別府湯布院以外の県内エリアの認知度向上が課題となっている。また観光庁の「訪日外国人消費動向調査」によると本県における外国人観光客の消費単価は隣県と比べても低い状況のため改善が必要である。

そこで、旅行市場のトレンドを熟知し、商品の造成や手配を直に担うランドオペレーターをバイヤー、県内の自治体や観光事業者をセラーとして、ランドオペレーターが多数所在する東京都内で商談会を開催することで、県内の観光資源を魅力あるディスティネーションとして商品に結びつけるとともに、新たな市場や取引先など販路の拡大につなげ、本県へのさらなる誘客促進及び観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 事業名 令和7年度国内ランド社を対象とした大分県観光商談会運営業務委託事業
- (2) 実施主体 (公社) ツーリズムおおいた
- (3) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで
- (5) 委託上限額 2,500,000円(消費税及び地方消費税含む)
- (6) 成果物

①事業報告書

紙媒体：A4判冊子 3部

電子媒体：PDF 1部

②制作物

本事業の遂行にあたり制作物があれば提出すること。

3. 提出書類

- (1) 企画提案書：A4判(タテ・ヨコは任意) 6部
- (2) 見積書(項目ごとに積算)：A4判(タテ・ヨコは任意) 6部
- (3) 上記(1)・(2)のPDFデータ

4. 企画提案で求める内容

下記の項目について提案を行うこと。また、最終的な開催時期及び開催方法は、受託事業者と委託者が協議のうえ決定する。

- (1) 事業の遂行に必要なネットワーク・アプリケーション等の環境
- (2) 専用 WEB ページ及び申込フォームの構成、デザイン等
- (3) 募集する国内ランド社の選定方針及び提案理由
- (4) 説明会・商談会当日の運営方法及びトラブル等が発生した際のフォロー体制
 - ・ 会場や時期の候補案及びその理由、当日のスケジュール案などを示し、運営の具体的なイメージが持てるような提案を行うこと。
- (5) 成果目標
 - ・ 適切かつ意欲的な KPI を設定すること。
- (6) 自由提案（任意）
 - ・ 本事業費の範囲内において実施が可能であり、事業目的の達成に繋がると考えられることがあれば提案すること。
- (7) 会社概要
 - ・ 会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること。
- (8) 事業体制
 - ・ 本事業への取組体制(人員・経験等)を明確に説明すること。
 - ・ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
- (9) 業務スケジュール
 - ・ 本事業への取組に関する作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (10) 類似事業の受託実績
 - ・ 過去に受託した類似事業の実績や成果を示すこと。
- (11) 見積書
 - ・ 見積書の各項目は税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。
 - ・ 見積には事業の実施に必要なすべての経費（運営費、人件費、消耗品費、通信運搬費等）を含むものとし、業務とは直接関係ない経費（会合や飲食費含む）は対象外とすること。

5. 参加要件

企画提案は単独の法人、個人のほか、複数（以下、「共同企業体」という）での提案も認める。共同企業体の場合は代表者を定め、以後の手続きは当該代表者が行うこと。単独の場合は、(5)を除く全ての要件を満たすこととし、共同企業体の場合は(1)から(7)の要件を満たすこと。

- (1) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は更

生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

- (2) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (3) この公示日から審査会実施日までの間において、指名停止の措置を大分県から受けていない又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 項第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体構成員として重複参加をしないこと。
- (6) 原則として 1 年以上の営業実績を有していること。
- (7) 同種・同規模の業務に関する実績があること。

6. 公募のスケジュール

- (1) 公告 令和 7 年 8 月 1 日（金）
- (2) 質問受付 令和 7 年 8 月 1 日（金）～令和 7 年 8 月 6 日（水）17 時まで
 - ※ 質問は別紙様式 2 により、末尾記載のメールアドレスあてにメールすること。
 - ※ 件名は「【質問】令和 7 年度国内ランド社を対象とした大分県観光商談会運営業務委託事業」とすること。
- (3) 質問の回答 令和 7 年 8 月 8 日（金）を目処に（公社）ツーリズムおおいたのホームページ（<https://www.visit-oita.jp/>）に掲載
 - ※ ただし、個別提案にかかる質問は、質問者のみにメールで回答する。
- (4) 参加申込 令和 7 年 8 月 18 日（月）17 時まで（必着）
 - ※ 参加表明は、別紙様式 1 により、末尾記載のメールアドレスあてにメールを送付すること。
 - ※ 件名は「【参加表明】令和 7 年度国内ランド社を対象とした大分県観光商談会運営業務委託事業」とし、本文に担当者名を記載すること。
 - ※ 申込書の受領確認は、E-mail の返信で翌日までに行う。ただし、翌日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）にあたる場合は、直近の営業日まで返信する。
 - ※ 参加申込後に企画提案を辞退する場合は、書面（任意様式）にて委託者に申し出ること。
- (5) 企画提案書提出期限 令和 7 年 8 月 26 日（火）17 時まで（必着）
 - ※ 郵送もしくは持ち込みによる提出と併せて PDF データを末尾記載のメールアドレスあてにメールすること。（送付サイズが大きい場合は、データ便可）
- (6) 書面審査 令和 7 年 8 月 27 日（水）～ 9 月 3 日（水）
- (7) 結果通知 令和 7 年 9 月 5 日（金）までに通知
 - ※ メールにより通知する
- (8) 契約締結・業務開始 令和 7 年 9 月中旬予定

7. 提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案に関する一切の費用は各社負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (3) 提出された提案書、審査内容は公表しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要に応じ複写ができることとする。

- (5) 本企画提案の手続きで使用する言語は日本語、通貨は円とする。

8. 審査基準

- (1) 事業目的の理解度（業務の目的、意義、必要性及び内容について十分に理解しているか）
- (2) 提案内容の優良性（独自提案を含めて、企画案の実施によって高い事業効果が期待される内容であるか。また、それを完了させようとする意欲が感じられるか）
- (3) 業務遂行の確実性（適切な事業体制、業務スケジュールより実現可能な企画、運営、実施方法であるか）
- (4) 見積もりの妥当性（所要経費の積算は企画内容に対し妥当なものであるか。または、それ以上の効果が期待できるか）
- (5) 業務実績（類似事業の実績があり、提案内容に信頼性があるか）

9. 選考・決定方法

- (1) 本事業を委託する者を選定するために 3 名程度の委員からなる選定委員会を設置し、企画提案書の内容を踏まえて審査を行う。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。
- (3) 審査員による採点の平均点が基準点を満たさない場合は、不採用となる場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 本要領に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実施段階において、予算や諸事情によって変更する場合がある。
- (6) 企画提案を採用した場合においても、委託者と協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。また、契約前に詳細な協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (7) 提案者が 4 社を超える場合、事務局により書面による一次審査を行う。一次審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者にメールにて通知する。

10. 書類の提出及び問い合わせ先

「3.提出書類」は、以下に担当者あてに提出すること。

また、「6.（2）質問受付」及び「6.（4）参加申込」は、下記の担当者あてに電子メールを送付すること。

（公社）ツーリズムおおいた

住所：〒870-0029 大分県大分市高砂町 2 番 50 号 OASIS ひろば 21（3F）

担当：誘致営業部 誘致営業第二課 平田

電話：097-536-6250

E-mail：oita-japan@we-love-oita.or.jp